七　情報処理センターへの登録ごとの、受け入れた産業廃棄物に係る第八条の三十一の五第三号の規定による通知に係る処分を委託した者の氏名又は名称及び登録番号

八　（略）

（略）

2・3　（略）

（法第十四条の二第四項の規定による通知の手続）

第十条の十の四　法第十四条の二第四項の規定による通知は、産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の事業の全部又は一部を廃止した日から十日以内に、次に掲げる事項を記載した書面を送付してしなければならない。

一　産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、代表者の氏名

二　産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の事業の全部又は一部を廃止した年月日及び事由

（通知の写しの保存期間）

第十条の十の五　法第十四条の二第五項の環境省令で定める期間は、五年とする。

（法第十四条の三の二第三項の規定による通知の手続）

第十条の十の六　法第十四条の三の二第三項の規定による通知は、産業廃棄物収集運搬業又は産業廃棄物処分業の許可を取り消された日から十日以内に、次に掲げる事項を記載した書面を送付してしなければならない。

一　許可を取り消された者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、代表者の氏名

二　許可を取り消された年月日及び事由の内容

（通知の写しの保存期間）

第十条の十の七　法第十四条の三の二第四項において準用する法第十四条の二第五項の環境省令で定める期間は、五年とする。

（特別管理産業廃棄物の処理を適正に行うことが困難となる事由）

第十条の十八の二　法第十四条の四第十三項の環境省令で定める事由は、次のとおりとする。

一　（略）

（削る）

二～七　（略）

七　情報処理センターへの登録ごとの、受け入れた産業廃棄物に係る第八条の三十一の二第三号の規定による通知に係る処分を委託した者の氏名又は名称及び登録番号

八　（略）

（略）

2・3　（略）

（新規）

（新規）

（新規）

（特別管理産業廃棄物の処理を適正に行うことが困難となる事由）

第十条の十八の二　法第十四条の四第十三項の環境省令で定める事由は、次のとおりとする。

一　（略）

二　特別管理産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の事業の全部又は一部を廃止したことにより、現に委託を受けている特別管理産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分がその事業の範囲に含まれないこととなつたこと。

三～八　（略）